

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ	公 告	
○京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示(地域福祉推進課)	21	○都市計画道路の変更(都市計画課)	22
○落札者の決定(保健環境研究所)	22	○一般競争入札の実施(建設整備課)	23
○特定水産資源(さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量(水産課)	24	○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(丹後広域振興局)	27
		○都市計画法に基づく工事完了(山城北土木事務所)	28

## 告 示

### 京都府告示第14号

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年1月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱(令和元年京都府告示第363号)の一部を次のように改正する。  
第4条第1項中「、法人であって」を削り、「ものと」を「介護サービス事業者と」に改める。

「法人所在地」「住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)」

別記第1号様式中 法人名称 を 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) に改め、同様式の別紙1及び別紙

2中「法人名」を削る。

「法人所在地」「住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)」

別記第2号様式から別記第5号様式までの様式中 法人名称 を 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) に

改める。

「法人所在地」「住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)」

別記第6号様式中 法人名称 を 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) に改め、同様式の別紙中

「法人名」を削る。

「法人所在地」「住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)」

別記第7号様式及び別記第9号様式中 法人名称 を 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) に改める。

### 附 則

1 この告示は、令和4年1月18日から施行し、この告示による改正後の京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交

付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

- 2 この告示による改正前の京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新要綱の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。



京都府告示第15号

落札者を次のとおり決定した。

令和4年1月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 業務の名称及び数量  
京都府放射線測定所（吉坂・倉梯）移設等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府保健環境研究所企画連携課

- 3 落札決定日  
令和3年12月24日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社日立製作所京都支店  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
- 5 落札金額  
49,500,000円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和3年11月12日



京都府告示第16号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度（令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和3年12月27日定めた。

令和4年1月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準



京都府告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路を変更した。  
なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条

第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 3・3・6号石見下海印寺線  
削除、変更及び追加する部分なし
- (2) I・Ⅲ・16号京都神戸線の名称を3・3・12号京都神戸線に変更する  
削除、変更及び追加する部分なし
- (3) II・II・24号御陵山崎線の名称を3・5・14号御陵山崎線に変更する  
削除する部分  
乙訓郡大山崎町字円明寺小字海道及び小字佃  
変更する部分  
乙訓郡大山崎町字円明寺小字里ノ後
- (4) 3・4・107号石見納所線の名称を3・6・107号下海印寺納所線に変更する  
削除する部分  
長岡京市井ノ内向井芝、芝山及び坪井並びに粟生北野、川久保、六反田、北開、長通、梶ヶ前及び田内並びに長法寺北昌、谷、北溝口、南溝口、北篠谷、南篠谷、力池、平尾及び濁り池谷並びに光風台並びに今里南平尾並びに奥海印寺北開、谷田、太鼓山、野辺田、坂ノ尻、三反畑及び森ノ下  
変更する部分  
長岡京市下海印寺方丸
- 2 縦覧場所  
京都府建設交通部都市計画課

### 京都府告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、京都都市計画道路を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
- (1) II・I・9号馬場長法寺線の名称を3・4・13号馬場八条が丘線に変更する  
削除する部分  
長岡京市長法寺力池、平尾、南野、清水ヶ瀬及び芝端並びに今里細塚並びにうぐいす台並びに天神5丁目
- (2) II・II・26号西向日町停車場長法寺線の名称を3・4・15号西向日町停車場今里線に変更する  
削除する部分  
長岡京市粟生川久保、六反田及び畑ヶ田並びに今里蓮ヶ糸、4丁目、5丁目、赤ノ上及び天神下

並びに井ノ内坂川

変更する部分

長岡京市今里更ノ町

- (3) II・II・27号神足奥海印寺線の名称を3・4・16号神足花山線に変更する

削除する部分

長岡京市奥海印寺三反畑、森ノ下、岡本、下条及び東山並びに梅が丘3丁目並びに天神2丁目

### 2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年1月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称

京都府営水道浄水場等運転管理業務委託

- (2) 業務の場所

宇治市宇治下居、木津川市吐師医王寺及び京都市西京区御陵大原地内

- (3) 業務の概要

宇治、木津及び乙訓浄水場運転管理（終日）

広域浄水センター監視制御（夜間）

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (4) 契約期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

### 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

の交付場所及び設計図書の閲覧場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府府民環境部建設整備課（京都府庁第2号館1階）

電話番号（075）414-5484

ファクシミリ番号（075）414-5470

- (2) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

令和4年1月18日（火）から令和4年1月28日（金）まで

イ 入手方法

原則として、京都府ホームページの公営企業の入札情報（以下「ホームページ」という。）から

ダウンロードすること。やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口交付の場合は、この業務委託の入札参加要件を満たす者に限り有償で交付する。

(3) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間

令和4年1月18日（火）から令和4年2月7日（月）まで

イ 閲覧方法

閲覧設計図書（仕様書を含む。以下「設計図書」という。）については、ホームページからダウンロードすることができる。やむを得ず窓口での閲覧を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、(1)の場所で閲覧することができる。

なお、設計図書の写しの交付を希望する場合は、(1)の組織に問い合わせること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、単体業者又は共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たす者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者でなければならない。

(1) 単体業者又は共同企業体の各構成員が、次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書の提出日において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者

オ 申請書を提出するときに、府が発注した建設工事等に関係する債務を滞滞している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員であ

る者又は暴力団員がその経営に関与している者  
(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

ク この入札の日前2年間に国、地方公共団体その他の公的団体が発注を行った業務のうち、下水道施設、上水道施設、ごみ焼却施設、ダム施設、用水管理施設及びポンプ場の運転管理業務又は保全管理業務において、次のいずれかに該当すると認められる者

(ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

(オ) 落札決定後に契約締結を辞退した者（その者の責めに帰すべき事由において当該契約締結の辞退をしたと認められる者に限る。）

(カ) 契約を解除した者（その者の責めに帰すべき事由において当該契約を解除したと認められる者に限る。）

(キ) (ア)から(カ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ケ 申請書の提出期間の最終日から落札決定日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされている者。これらの措置要領の適用を受ける有資格者でない者にあつては、それらの措置要件に該当する事実がある者又は事実発生後これらの措置要領等で定める期間を経過していない者

(2) 単体業者にあつてはア及びイ、共同企業体にあつてはア及びウからオまでの要件を満たすこと。

ア 単体業者及び共同企業体の各構成員に共通する要件

供給能力日量1万立方メートル以上の水道法（昭和32年法律第177号）に規定する浄水場（薬品沈殿及び急速ろ過処理を行う浄水場に限る。）における運転管理業務委託を通年で元請として履行した実績を有する者であること。

なお、当該実績については、平成18年度以降の営業年度に2年以上連続した、同一の施設における実績であること。

#### イ 単体業者の要件

(ア) 自社に次の各号のいずれかを満たす直接的かつ恒常的な雇用関係にある者がおり、業務遂行に必要な技術的助言を行うことができる体制を確保することができる者であること。

a 水道浄水施設管理技士で1級の資格を有する者

b 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）

(イ) 緊急事態時の初期対応として、全ての浄水場について2時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

(ウ) 業務を総括する者（以下「総括責任者」という。）として、水道法に規定する浄水場（薬品沈殿及び急速ろ過処理を行う浄水場に限る。）における2年以上の運転管理業務経験を有する者で次の各号のいずれかを満たす自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、宇治浄水場又は広域浄水センターに専任で配置することができる者であること。

a 水道浄水施設管理技士で2級以上の資格を有する者

b 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する水道技術管理者の資格を有する者

c 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）

(エ) 総括責任者を補佐し、又は代行する者（以下「副総括責任者」という。）として、水道法に規定する浄水場（薬品沈殿及び急速ろ過処理を行う浄水場に限る。）における運転管理業務経験又は下水道法に規定する終末処理場（高度処理を行う終末処理場に限る。）における経験を有する者で次の各号のいずれかを満たす自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、木津浄水場及び乙訓浄水場に各1名専任で配置することができる者であること。

a 水道浄水施設管理技士で2級以上の資格を有する者

b 水道法施行令第6条に規定する水道技術管

理者の資格を有する者

c 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）

#### ウ 共同企業体の要件

(ア) 構成員の数は、2者又は3者とし、その内訳はエの要件を満たす代表者及びオの要件を満たすその他の構成員であること。

(イ) 自主結成された共同企業体であること。

(ウ) 構成員の出資比率は、2者の場合は、それぞれ30パーセント以上、3者の場合は、それぞれ20パーセント以上であること。

(エ) 構成員のいずれかがイの(ア)の要件を満たすこと。

(オ) 構成員のいずれかがイの(イ)の要件を満たすこと。

#### エ 共同企業体の代表者の要件

(ア) 出資比率が構成員中最大の者であること。

(イ) イの(ウ)の要件を満たす者であること。

(ウ) 副総括責任者として、イの(エ)の要件を満たす者を木津浄水場又は乙訓浄水場のいずれかに1名専任で配置することができる者であること。ただし、構成員が3者の場合は、配置を要さない。

#### オ 共同企業体のその他の構成員の要件

副総括責任者として、イの(エ)の要件を満たす者を、木津浄水場又は乙訓浄水場のうち、代表者が副総括責任者を配置する浄水場以外の浄水場に1名専任で配置することができる者であること。

#### 5 一般競争入札参加資格の確認

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (1) 提出期間

令和4年1月27日(木)及び令和4年1月28日(金)

##### (2) 提出場所

2の(1)に同じ。

##### (3) 提出方法

2の(1)の組織にあらかじめ連絡の上、提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に持参して提出すること（郵送による提出は認めない。）。

##### (4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続

開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

- イ 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類
- ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 営業経歴書及び営業実績調書
- オ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書
- カ 印鑑証明書（発行の日から3箇月以内のものに限る。）
- キ 4に該当することを証する次の書類。ただし、単体業者にあっては、(カ)及び(キ)の提出は不要である。
  - (ア) 同種業務の受託実績調書
  - (イ) 自社保有技術員調書
  - (ウ) 営業所一覧表
  - (エ) 緊急事態時の体制がわかる書類
  - (オ) 配置予定技術者調書
  - (カ) 共同企業体協定書の写し
  - (キ) 共同企業体委任状

ク 誓約書

ケ その他入札に参加する者に必要な資格を証する書類

コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

サ 取引使用印鑑届

シ 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付したもの）

- (5) 資料等の提出
 

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- (6) その他

申請書等の作成及び提出に要する費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- 6 参加資格を有する者の名簿への登載
 

3及び4について参加資格があると認定された者は、京都府営水道浄水場等運転管理業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。
- 7 資格審査結果の通知
 

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。
- 8 参加資格の有効期間
 

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和4年4月1日までとする。
- 9 参加資格の取消し
  - (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
  - (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのい

れかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に委託業務を粗雑に行い、又は委託業務の品質、内容数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

10 申請書等又は設計図書に関する質問回答

(1) 申請書等に関する質問回答

質問については、入札説明書に示す様式に記入し、令和4年1月21日（金）午後5時までに、持参又はファクシミリで2の(1)の場所に提出すること（郵送又は電子メールによるものは受け付けない。）。

なお、質問書をファクシミリで提出した場合は、質問書をファクシミリ送信した旨、2の(1)の組織に電話により連絡すること。

また、回答については、令和4年1月26日（水）までに、ホームページ上において行う。

(2) 設計図書に関する質問回答

質問については、入札説明書に示す様式に記入し、令和4年2月4日（金）午後5時までに、持参又はファクシミリで2の(1)の場所に提出すること（郵送又は電子メールによるものは受け付けない。）。

なお、質問書をファクシミリで提出した場合は、質問書をファクシミリ送信した旨、2の(1)の組織に電話により連絡すること。

また、回答については、令和4年2月7日（月）までに、ホームページ上において行う。

11 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月9日（水）午前10時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府府民環境部会議室（京都府庁旧本館2階）

(2) 入札の方法

持参によるものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 委託料内訳書

ア 入札書の提出に併せ、委託料内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。

イ 内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）は、入札書に記載する金額に一致させること。

ウ 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている閲覧設計書の項目に一致させること。

なお、内訳書の表紙には、業務名及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

オ (5)に規定する再度入札を行う場合は、内訳書の提出を要しない。

(5) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、ウにより、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札は、1回限りとする。

ウ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(ア) 当初入札において辞退した者

(イ) 当初入札において無効又は失格の入札をした者

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者の行った入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者の行った入札

(7) 入札の失格

次のいずれかに該当する入札は、失格とする。

ア 最低制限価格未満の価格で入札をした者の行った入札

イ 再度入札時において、当初入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札をした者の行った入札

(8) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例による

こととされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「例による規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札をした者は失格とする。

また、この入札に係る落札者の決定は、令和4年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和4年4月1日付けで行うこととする。

(9) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

14 入札の執行

この入札に係る令和4年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

15 その他

(1) 1から14までに定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。

(2) 令和5年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 入札参加者は、この公告、入札説明書、設計図書及び契約書(案)を熟読し、入札心得を遵守すること。

(5) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、府の指名停止等の措置を行うことがある。

(6) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(7) 落札者は、申請書添付資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出

書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和4年1月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
峰山商業開発株式会社  
京丹後市峰山町新町1606番地の1  
代表取締役 由良 貞和
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
峰山ショッピングセンターマイン  
京丹後市峰山町新町1606番地の1
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社エール 舞鶴市南浜町27番地5 代表取締役 仲東 博一 ほか25業者	株式会社エール 舞鶴市南浜町27番地5 代表取締役 仲東 博一 ほか26業者	令 3.12.29	テナント入替えのため

2 届出年月日

令和3年12月29日

3 縦覧場所

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和4年1月18日から令和4年5月18日まで

5 意見書の提出先

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年1月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
八幡市美濃山宮ノ背58の2  
(関連区域)  
八幡市美濃山宮ノ背58の7、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
姫路市東山524  
ノアフアシリティーズ株式会社